

# 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査

～ 心豊かな人を育むまち を めざして ～

あなたの声が、  
佐世保市の子どもと子育て環境をそだてます。



これからの子育て支援計画の基礎となる重要なアンケートです。

佐世保市では、このアンケートを基礎資料の一部として平成 27 年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」の実施事業（サービス）を検討してまいります。



平成 24 年 8 月の子ども・子育て関連 3 法(※)の成立を受け、全国の自治体に対して「**子ども・子育て支援事業計画**」の策定が義務付けられました。

この計画は、幼児期の教育・保育施設及び市の子ども・子育て支援事業の利用定員や提供体制及びその内容などについて定めるもので、今後の子ども・子育て支援の総合的な指針となるものです。

子どもと子育てに関する様々な事業（サービス）の提供体制や、その内容（教育・保育施設、放課後児童クラブなどや、子育て支援事業など）を具体的に定めるための基礎となる非常に重要なアンケートです。是非ご協力ください。

平成 25 年 \*\* 月 佐世保市長 朝長 則男

## 《記入にあたってのお願い》

1. アンケートは、宛名のお子さんの保護者の方がお答えください。
2. このアンケートは無記名で、回答は統計的に処理しますので、あなたご自身の考えをご記入ください。
3. 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒にアンケート用紙を入れて、\*月\*\*日(月)までに、切手を貼らずにポストに投函してください。

この調査票について、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

佐世保市子ども未来部子ども政策課(佐世保市高砂町 5 番 1 号) 担当:西村、吉崎  
電 話:0956-24-1111(内線 5411~5412) FAX:0956-25-9673  
E-Mail:kodosei@city.sasebo.lg.jp(子ども政策課)

## ※子ども・子育て関連3法とは？

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 《アンケート調査票における用語の説明》

<b>幼稚園</b>	3～5歳児に対して学校教育を行う施設 (学校教育法)
<b>保育所</b>	保育に欠ける(又は、保育を必要とする)0～5歳児に対して保育を行う施設 (児童福祉法) <small>※保育に欠けるとは、保護者が仕事や病気等の理由により家庭に就学前児童の世話をする人がいないこと。</small>
<b>認定こども園</b>	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)
<b>子育て支援</b>	教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
<b>教育</b>	問14までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、 問15以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています

